

<外国人留学生編入学試験> 出願資格

▼文学部 ▼情報学部 ▼国際学部

☐ 文学部**日本語日本文学科/中国語中国文学科**

- 1.外国籍を有する者（定住者除く）
- 2.「留学」の在留資格を有する者または入学後「留学」の在留資格に変更できる者
- 3.出願時に経費支弁能力を証明する書類が提出できる者
- 4.2023年11月から2025年6月までに「日本留学試験（日本語）」を受験し、その点数が210点以上（「記述」領域は点数に含まない）の者、または出願前2年以内に「日本語能力試験」のN 1を受験し、その成績を証明する書類を提出できる者
- 5.外国において大学の編入学資格を取得した者

英米語英米文学科

- 1.外国籍を有する者（定住者除く）
- 2.「留学」の在留資格を有する者または入学後「留学」の在留資格に変更できる者
- 3.出願時に経費支弁能力を証明する書類が提出できる者
- 4.2023年11月から2025年6月までに「日本留学試験（日本語）」を受験し、その点数が210点以上（「記述」領域は点数に含まない）の者、または出願前2年以内に「日本語能力試験」のN 1を受験し、その成績を証明する書類を提出できる者
- 5.外国において大学の編入学資格を取得した者
- 6.出願前1年以内に受験した T O E F L iBTにおいて42点以上取得した者

☐ 情報学部 ☐ 国際学部

大学の編入学資格を取得し、以下の1～3のすべての条件を満たすもの

- 1.外国籍を有する者（定住者除く）
- 2.「留学」の在留資格を有する者または入学後「留学」の在留資格に変更できる者
- 3.2023年11月から2025年6月までに「日本留学試験（日本語）」を受験し、その点数が210点以上（「記述」領域は点数に含まない）の者、若しくは出願前2年以内に「日本語能力試験」のN2以上を取得している者又は「ビジネス日本語能力テスト」の点数が400点以上の者

編入学資格

- 1.短期大学（外国の短期大学、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む）を卒業した者
- 2.高等専門学校を卒業した者
- 3.専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る）を修了した者
- 4.本学又は他の4年制大学を卒業した者
- 5.他の4年制大学において第2学年の課程を修了した者（卒業必要単位数のうち62単位以上を修得していること）

※上記について、2026年3月卒業見込みの者または、2026年3月修了見込みの者を含む

<外国人留学生編入学試験> 出願資格

▼文学部 ▼情報学部 ▼国際学部

【国外から出願する場合】

●出願にあたっては事前に文教大学入学センター（TEL.048－974－8330）（海外からの場合は＋81－48－974－8330）または文教大学ホームページの「文教大学の入試に関するお問い合わせ」から連絡してください。

●本学では、国外から出願する場合、「アドバイザー制度」を設けています。出願にあたっては「アドバイザー」をあらかじめ決めてください。アドバイザーは、日本に居住している方（国籍は問いません）で、志願者本人の家族・親族、または志願者の知人で、アドバイザーとして協力できる方をお願いしてください。アドバイザーをお願いする内容は以下のとおりです。

- (1) 志願者に代わって検定料の納入および出願書類の提出
- (2) 学納金の納入および入学手続書類の提出（入学手続時は、海外から学納金を納入することはできません）
- (3) 入国審査にかかわる査証取得等の手配
- (4) 渡日後の住まいの手配他、留学生生活上での諸問題について

●在留資格認定証明書および査証取得に関する手続きについて

本学では入国審査にかかわる査証等取得に関する手続き（在留資格認定証明書交付申請を含む）の代理申請は行っておりません。アドバイザーまたは民間機関に依頼し査証取得を行ってください。

特に、在留資格認定証明書交付申請をアドバイザーに依頼する場合は、そのアドバイザーが親族であることがわかる証明書を出入国在留管理庁へ提出しなければなりません。証明書を準備できない場合や、親族以外にアドバイザーをお願いする場合は、査証等に関する手続きは民間機関に依頼できるよう、事前のご準備をお願いします。民間機関に依頼する場合は、志願者本人が合格後、一度日本に入国しご自身で在留資格認定証明書の交付申請を行っていただく可能性があります。

なお、在留資格認定証明書の交付までには、申請後、最短でも2～3か月かかります。在留資格認定証明書交付申請の受付は、おおむね入学予定日の3か月前から行われます。4月入学生については、申請件数が多数となるため、入学予定日の4か月前から出入国管理局への申請が可能です。第2次入学手続きを完了していないと、入学許可書は発行されません。日程に余裕をもって第2次入学手続きを完了し、在留資格認定証明書を申請するようにしてください。